

日本大気電気学会 個人情報保護規定

(前文)

本学会（以下、学会という。）は、個人情報の収集、利用および管理等について以下の通り個人情報保護規定を定め、これに基づき個人情報の適切な保護に努める。

(個人情報の取得方法)

第1条 学会は、事業目的の遂行のために必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって特定の個人を識別できる情報を以下に列記する範囲と目的において収集する。個人情報を収集する際は、利用目的を明示し、本人の意思に基づく提供（登録）であることを原則とする。

- ・ 学会は、案内その他のサービス（学会誌・論文誌投稿資格、研究会での発表資格等）を提供するため、及び会員個人を特定するために、会員の氏名・生年月日・住所・所属情報・メールアドレス等を収集する。
- ・ 学会は、学会誌・論文誌など各種刊行物の円滑な発行のために投稿者（執筆者）及び査読者（閲読者）の氏名・所属情報・メールアドレス等の連絡先に加え、学歴・学位・専門分野・職種等の情報を収集することがある。
- ・ 学会は、会員の入会資格を確認するために、入会者の学歴・学位・専門分野・職種等を収集する。
- ・ 学会は、会員以外の個人に会員に準ずるサービス（研究会への参加等）を提供するために会員と同様の情報を収集することがある。
- ・ 学会は、各種支払い等のために個人の振込先口座情報等を収集することがある。

(個人情報の利用目的)

第2条 学会は、収集した個人情報を事業目的の達成のために以下の範囲で適正に利用する。学会では、事業目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取り扱いを行わないことを原則とし、そのための措置を講じる。

- (1) 本人確認、利用申込に関するサービスの提供、料金の請求、および利用サービス提供条件の変更・停止・中止・契約解除の通知
- (2) 学会の運営に関わる必要な情報の提供（選挙の通知、学会の事業運営に関わる者（委員・閲読者等）の相互連絡、開催イベント情報の通知、刊行物に関するお知らせを含む）
- (3) 運営委員選挙時の被選挙人名簿（投票用紙）作成
- (4) 学会提供のサービスの利用状況等の確認、分析
- (5) 学会が刊行する記事（論文等）の投稿（執筆依頼含む）・審査・出版に関するデータの記録・保存
- (6) 上記の他、問合せへの回答、本学会の各種サービスに関する情報提供やサービス向上のための調査
- (7) 統計的なデータ（個人を識別できないデータ）の作成（個人が特定できない統計データについては、学会は何ら制限なく利用することができるものとする。）

ただし、次のいずれかの場合には収集目的以外に利用または提供することがある。

- (1) 法令の規定に基づくとき

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために個人データの第三者提供が必要とある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 会則等で定められた事業目的の達成に必要な範囲内において、個人データを取り扱う学会業務（事務・会計・研究会・配送など）を第三者に委託する場合
- (5) 総会、運営委員会で承認された事業計画を達成するために正当な理由があるとき
- (6) 提供者の同意があるとき

（個人情報の管理方法）

第3条 学会は、収集した個人情報が外部へ漏洩したり、破壊や改ざんを受けたり、紛失することのないよう必要かつ適切な安全管理措置を講じる。ただし、提供者自身により開示された個人情報、またはすでに公開されている個人情報については、学会の管理の対象外とする。事業目的の達成のために必要な範囲で学会業務を第三者に委託する場合の個人情報保護については、委託先の保護規定等によるものとするほか、適切な監督・指導、改善要求を行うものとする。万一個人情報管理上の問題が発生したときには、回復に努めるとともに、速やかに本人へその事実を通知し、再発防止措置をとるものとする。

（個人データの開示、訂正等の手続きについて）

第4条 学会は、個人情報の提供者から自己に関する個人情報の開示の請求があったときは、原則として遅滞なく開示する。また、自己に関する個人情報の訂正等の申出があった場合、原則として遅滞なく訂正を行う。

（個人情報の取扱いに関する申出・相談や苦情の連絡先）

第5条 学会における個人情報保護に関する問い合わせ先は事務局とし、質問に対しては原則として運営委員会で検討して回答する。

付記

令和 4年1月 7日以前にご提供いただいた個人情報については、学会が学術研究団体としての目的を達成するために必要な範囲において利用することにご承諾いただいたものとし、以後の取り扱いについては、本規定に則って対応する。

付則

本規定は、令和 4年1月 7日より施行する。

（総会本規定制定議決 令和 4年1月 7日）